



市営住宅入居者募集

申込用紙配布・申込受付期間

3月1日(金) ▶ 12日(火)

市営住宅 (災害)

集合

住宅名	広さ・間取りなど		
鹿折南	65㎡	3DK	1階
	80㎡	3LDK	1階
	55㎡	2DK	3階
	55㎡	2DK	1階
気仙沼駅前	65㎡	3DK	4階
	55㎡	1LDK	2階
	55㎡	2DK	Ⓖ4階
	55㎡	1LDK	4階
四反田	65㎡	2LDK	3階
幸町	55㎡	2DK	Ⓖ2階
	55㎡	2DK	Ⓖ3階
南郷	55㎡	1LDK	5階
	65㎡	3DK	4階
	55㎡	2DK	Ⓖ5階

住宅名	広さ・間取りなど		
田中	55㎡	2DK	Ⓖ2階
表松川	55㎡	2DK	Ⓖ1階

凡例	
Ⓖ	告知事項あり
Ⓖ	高齢者見守りタイプ (キッチンを共有廊下側に配置)

戸建

長屋

住宅名	広さ・間取りなど			住宅名	広さ・間取りなど		
鮪立	55㎡	Ⓖ1LDK		牧沢	80㎡	3LDK	1階
小鯖	65㎡	2LDK			80㎡	3LDK	2階
面瀬中央	80㎡	3LDK			55㎡	2DK	2階
長磯原	65㎡	2LDK			65㎡	3DK	2階
	80㎡	3LDK		面瀬中央	65㎡	2LDK	1階
小泉	65㎡	2LDK		大島	55㎡	2DK	1階

市営住宅 (面瀬)

住宅名	募集戸数	その他
面瀬 (単身可)	1戸 (4階・2K)	駐車場なし
面瀬 (単身可)	1戸 (3階・2K)	駐車場なし

●入居資格／次のいずれにも該当する方。

- ①市内に就業または定住を希望し、かつ現在住宅に困っている方、
- ②持ち家のない方、
- ③市税の滞納のない方、
- ④暴力団員でない方、
- ⑤所得が基準額以下の方 (面瀬住宅のみ、世帯の年間総所得が82万6,200円以上であることが条件)、
- ⑥同居する親族がいる方 (面瀬住宅は除く。なお、満60歳以上で自立して生活できる場合などは単身可)

※世帯員数により申し込みできないタイプ、告知事項ありの住宅があります。詳しくはお問い合わせください。

●申し込み・問い合わせ先／

宮城県住宅供給公社 東部支社 ☎ 0225-85-0296
〒986-0812 石巻市東中里一丁目11-2

●申込方法／

申込用紙に必要事項を記入し、郵送で申し込みください (3月12日 (火) 消印有効)。

申込用紙・案内書は次の場所で配付します。

〈市住宅課／唐桑総合支所地域振興課／本吉総合支所地域振興課／宮城県住宅供給公社 気仙沼出張所ほか〉

※土・日の申込用紙・案内書の配付は宮城県住宅供給公社 (本社) で行います。

●2次募集／募集しても応募のない住宅があった場合、抽選に漏れた方を対象に、2次募集の受付をします。2次募集の日程等は、抽選に漏れた方へ直接ご案内いたしますので、指定された日時に来庁し、申し込みをお願いします。なお、同一居室に申し込みが重なった時は、当日抽選を実施します。



水道水質検査計画をご覧ください



市では安全で安心な水道水をお届けするために、定期的に水質検査を行っています。検査を行う場所や項目などを記載した令和6年度版の検査計画書を作成しましたので、市の公式サイトよりご覧ください。

●問い合わせ先／浄水課 水質検査係 ☎ 23-6664



市公式サイト

飼犬に関する手続きについてお知らせします

犬を飼っている方、これから飼う方が必要な手続きについてお知らせします。
新年度を迎えるにあたり、進学や就職で転居される飼い主の方もお忘れなく手続きをお願いします。

■新たに犬を飼うとき：飼犬登録／手数料 3,000 円

担当窓口で手続きを行い、手数料をお支払いください。その場で飼犬登録の鑑札を交付します。
なお、ほかの飼い主から譲り受けたり、一部のペットショップから購入したときは、既に登録されていることがあります。その場合は登録手続きの代わりに登録事項変更の手続き（手数料無料）を行うこととなりますので、あらかじめご確認ください。

■転居して、犬も一緒に連れて行くとき：登録事項変更

気仙沼市内に転居するときは担当窓口で、市外に転出するときは転出先の市町村の窓口で手続きを行ってください（犬は連れて行かず、家族の方などに預けるときは、登録事項変更の手続きを行ってください）。

■犬を譲るとき：登録事項変更

新しい飼い主の方が、担当窓口で手続きを行うこととなります。その犬の鑑札を新しい飼い主にお渡しください。

■犬が死亡したとき：死亡届

担当窓口で所定の用紙に記入し、届け出てください（電話でも手続き可）。

※ペットを捨てることは、「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」で禁止されています。ペットを飼われている方は、最後までお世話をしていただくようお願いします。

■担当窓口・問い合わせ先

生活環境課 生活衛生係 ☎ 22-3417 唐桑総合支所 市民福祉課 ☎ 32-4522
本吉総合支所 市民福祉課 ☎ 42-2974

野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

野良猫に餌を与えていると、集まった猫の間で子猫が生まれ、どんどん増え続け、手に負えなくなってしまい、不幸な猫を増やすことにつながってしまいます。

その結果、下記のようなさまざまなトラブルに発展します。

- ・ふん尿被害
- ・畑荒らし
- ・猫同士のケンカによる怪我や、猫の交通事故 など
- ・野良猫の家屋などへの侵入
- ・発情期の鳴き声による騒音



猫を飼う場合は飼い主として責任をもって室内で飼い、終生飼養しましょう。野良猫に餌を与える場合は、次のマナーを守って、飼い主として責任をもってお世話しましょう。

- ①野良猫が増えないように**不妊去勢手術**をする。
※公益社団法人宮城県獣医師会で飼い主のいない猫（野良猫）の不妊手術に対する助成制度があります。
- ②ふん尿で周囲に迷惑をかけないように、**トイレの設置**や**ふん尿の清掃**をする。
- ③**餌は置いたままにせず**、片付ける。
- ④近隣住民の**理解を得る**。

問 気仙沼保健所 食品薬事班 ☎ 22-6615